

## 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

### 1 改正理由

31年10月の消費税率の引上げに伴い、課税対象となっている保険外診療等について、「横浜市病院事業の経営する病院条例」（以下「条例」）の一部を改正します。

### 2 改正内容

条例第2条第1項各号に規定する使用料等について消費税率を8%から10%に変更した金額に改定します（ただし、10円未満の端数は切捨て）。

改定による影響額を平成29年度実績に基づいて試算すると、市民病院で約1,500万円、脳卒中・神経脊椎センターで約400万円となります。

### 3 施行期日

平成31年10月1日

#### 主な改正内容

#### 1 条例で定めている使用料等

##### (1) 非紹介患者加算料（第2号の2及び別表）

【例】他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき

現行：5,400円 → **5,500円**

##### (2) 特別室料（第3号及び別表）【上限額】

【例】個室、トイレ付き、面積25㎡未満  
2人室

現行：21,600円 → **22,000円**

現行：5,400円 → **5,500円**

##### (3) 診断書等の文書料（第7号及び別表）【上限額】

現行：7,560円 → **7,700円**

##### (4) 所定の算定額に消費税相当額を加算している使用料等

現行：所定の算定額＋8%消費税相当額 → 所定の算定額＋**10%**消費税相当額

【例】がん検診料（第5号）、人間ドック検診料（第6号）

#### 2 事業管理者が定めるもの（第9号）

保険が適用されない診療費で、条例の規定に基づいて事業管理者が個別に定めている使用料等についても、課税対象のものは消費税相当額をそれぞれ**10%**に変更します。

【例】予防接種料、おむつ代 等